



亘理保育所

一時保育 ご利用案内



一時保育とは

保護者が、就労・傷病・冠婚葬祭・その他私的な理由などにより一時的にお子様の保育ができない時に、お子様をお預かりする事業のことです。

対象児童

亙理町在住で保育所(園)・幼稚園などに在籍していない、生後6か月から就学前までの児童

利用定員

10人程度(受入児童の年齢構成によって変動します)

利用時間および利用料金

開設日 月～金曜日
開所時間 8:30～17:00
開設しない日 土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
保育所の行事等により開設しない日もあります。

利用料金

| 区分 | 午前利用 (4時間まで) | | 午後利用 (4時間まで) | | 1日利用 (4時間～8時間30分以内) | |
|---------------|-----------------|----------------------|-----------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 合計 | 料金内訳 | 合計 | 料金内訳 | 合計 | 料金内訳 |
| 利用時間帯 | 8:30～12:30 | | 13:00～17:00 | | 8:30～17:00 | |
| 6か月～ 3歳未満児 | 950円 | 利用料 650円 給食代 300円 | 650円 | 利用料 650円 給食代 -円 | 1,600円 | 利用料 1,300円 給食代 300円 |
| 3歳～ 5歳児 | 850円 | 利用料 550円 給食代 300円 | 550円 | 利用料 550円 給食代 -円 | 1,400円 | 利用料 1,100円 給食代 300円 |

※ 午後利用の場合、給食の提供はありません。

※ アレルギーのため除去食品が多い場合などは、お弁当を持参していただくことがあります。(お弁当持参の場合は給食代はいただきません)

※ 給食代に含まれるものは、ごはん・おかず・麦茶となります。(おやつは含まれません)

※ おやつは持参になります。4時間利用の場合は1回分、8時間利用の場合は2回分をご持参ください。



利用方法

- ・事前面談と利用登録が必要となります。事前面談は随時行います。
- ・登録の有効期間は年度末です。次年度も利用する場合は再登録が必要となります。

【新規で利用される方】

- ① 亙理町のLINEから事前面談の予約をする
案内に沿って事前面談希望日の入力をお願いします。
担当者が内容を確認後、予約確定のメッセージをお送りします。
- ② 事前面談・利用登録
面談予約日にお子様と一緒に亙理保育所においでください。
面談にてお子様の状況をお伺いします。
- ③ 利用申込
利用申込書を保育所へ提出してください。(毎月15日締め切り)
利用申込書は亙理町ホームページからダウンロード可能です。
亙理保育所でも配布しています。
利用日の決定通知書は、毎月20日前後に発送いたします。
- ④ 利用日の決定通知書を受け取り、利用開始

利用申込書の受付について

利用申込書は、利用したい月の前月1日から受け付けます。1日が日曜日など開設しない日の場合は、翌開設日から受け付けます。
毎月15日までに申請のあった方から希望日に沿って利用調整を行います。16日以降に申込された方については、調整後の利用可能日をご案内します。

(利用申込のイメージ)

| | 4月1日 | 4/15 | 5/15 | 6/1 | 6/15 | 7/1 |
|------------|------|------|------|-----|------|-----|
| 利用申込書の提出期間 | 5月分 | | 6月分 | | | |
| 利用調整・利用決定 | | 5月分 | | 6月分 | | |
| 利用する月 | | | 5月分 | | 6月分 | |

【料金に関すること】

- ・ 利用日に、当日分を現金(前払い)でお支払いください。釣銭のないようご準備ください。
- ・ 実際の利用時間が予定より短かった場合でも、払い戻しができませんのでご了承ください。

【その他】

- ・ 当日のお子様の健康状況によっては、お預かりできない場合があります。
※検温で37.5℃以上、下痢便や嘔吐が複数回続いている、ひどい咳込みやあきらかな体調不良がみられる、発疹等がある場合はお預かりできません。
- ・ 予防接種当日は利用できません。
- ・ 急な都合により利用をキャンセルする場合は、事前にご連絡ください。
- ・ 無断キャンセルが複数回続いた場合は今後の利用をお断りすることがあります。
- ・ 保育所では、安全には十分に気をつけて保育を行っておりますが、毎日の生活の中で転んだり、お友達とぶつかったりして小さなケガをする場合があります。ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・ 病気の回復期にある場合は病児保育室をご利用ください。

大友医院病児保育室「あんず」 ※事前登録が必要です

住所：亘理町字下小路18-1

電話：0223-35-6455

1日の流れ

保育スケジュール（1日利用の場合の目安）

| 時間 | 保育内容 | お子様の活動 | 時間 | 保育内容 | お子様の活動 |
|-------|------|------------|-------|------|----------|
| 8:30 | 登所 | 保育所に来る | 12:20 | お昼寝 | 睡眠 |
| | あそび | 散歩、戸外・室内遊び | 14:45 | めざめ | 排泄等 |
| 9:30 | おやつ | おやつ | 15:00 | おやつ | おやつ |
| | あそび | 散歩、戸外・室内遊び | 15:30 | あそび | 戸外・室内あそび |
| 11:10 | 昼食 | 手洗い・準備、食事 | 17:00 | 降所 | 保育所から帰る |



利用の際の持ち物

持ち物すべてに記名をお願いいたします。

| 持 ち 物 | 詳 細 |
|-----------------------------|--|
| 帽子・外靴 | 戸外遊びで使用します |
| 着替え（2組） | パンツ、下着、洋服上下、靴下 ※必要な方はスタイを入れてください |
| おむつ（5～6枚） | 1枚ずつ名前を記入してください |
| おしりふき（1個） | 名前を記入してください |
| おしりマット（1枚） | バスタオルでも可 |
| 汚れ物入れレジ袋（2枚） | 1枚ずつ名前を記入してください |
| おしぼり（1～3枚） | 乾いた状態のもの ※おやつや昼食時に使います |
| 食事用エプロン（1枚） | 年齢に応じて持参してください |
| コップ(マグマグでも可) | 水分補給時に使用します(中身は空の状態を持参してください) |
| 離乳食カード | 食品チェックをし、持参してください（離乳食のお子様のみ） |
| 昼 食 ※アレルギー対応等でお弁当を持参する場合 | お子様の食べられるものを詰めてください ※離乳食の場合レトルト食品も可 |
| おやつ・おやつ袋 | 昼食に差し支えない量 1回分ずつをタッパーなどの容器に入れてお持ちください ※半日利用の場合は1回分、1日利用の場合は2回分 ※チョコ・飴・グミ・蒟蒻ゼリー・ナッツ類、冷蔵保存のものなどは避けてください ※麦茶が出ます ※年齢に応じておやつ用スタイを持参してください |
| ミルク・哺乳瓶 | 授乳中のお子様は、必要回数分の粉ミルクと哺乳瓶（乳首をセットする）を用意してください |
| 大判バスタオル（2枚） | お昼寝時に使用します ※寒い時期はーフケット等を足してください |
| 防水おねしょマット | お昼寝時に使用します |
| その他 | 必要であれば、お気に入りのおもちゃやタオルをお持ちください |

※持ち物は常に清潔なものをご準備ください。

保育所と薬

主治医から乳幼児に処方された薬は、本来は保護者が服用させるべきものです。やむをえず保護者が服用させることができないとき、保育所は、保護者から所定の『くすり服用依頼票』を求めたうえで協力いたします。
一時保育を利用していることを伝えたいうえで、処方していただくよう、主治医へご依頼ください。

- ① 『くすり服用依頼書』に記入のうえ、薬と一緒に職員に手渡してください。
- ② 服薬は医療機関からの処方であるものに限り、種類によっては服用させることができないものもありますので、職員へご相談ください。
- ③ 薬についての説明書を必ず持参してください。
- ④ 事故防止のため1回分の量に分け、お子様の名前を記入し、ご持参ください。
- ⑤ 市販の薬並びに、処方期限を過ぎた薬は対応できません。
- ⑥ 長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦ 吸入などの医療行為に該当するものは、保育所では対応できません。



| くすり服用依頼書 | | | | 年 | 月 | 日 | 提出 |
|------------|---|--|-----------|--|---------|---|----|
| クラス名 | | 氏名 | | 依頼者名 | | | |
| 病名 | <ul style="list-style-type: none"> ・かぜ ・その他 () | | 《受診した病院名》 | | | | |
| 薬の取り扱いについて | 薬の種類 | 飲み薬 | | その他 (塗り薬等) | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・液 (シロップ) ・粉 (袋) ・その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・塗り薬 (塗る場所: ()) ・目薬 (右・左・両目) ・その他 () | | | |
| | 服用時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼食前 ・昼食後 ・その他 (時 分頃) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時 分頃 ・かゆがった時 ・その他 () | | | |
| 保育所記載 | 受領者名 | | | 実施状況等 | 指示通り服用 | | |
| | 投与者名 | | | | その他 () | | |

※ 市販の薬はお預かりできません。また、医療機関からの処方であっても取り扱えないものもありますのでご相談ください。

※ 薬は1回分の量に分け、名前を記入してくすり服用依頼票と一緒に職員に渡してください。(クラス担任でなくても構いません)

※ くすり服用依頼票がない場合は、服用させることはできません。

※ 薬についての説明書を持参してください。

感染症について

保育所は乳幼児が集団で生活する場です。お子様が感染症にかかった場合、必ず医師の診断を受けていただくとともに、病状が回復し集団生活に支障がないと医師から判断されるまでお休みしていただきます。

また、病状が回復して再び登所する際は、『登所届』（緑色の用紙）または『意見書』（ピンク色の用紙）の提出が必要となります。集団生活を送る保育所の中で、感染症の集団発生や流行を防ぎ、お子様が安心して生活するために必要なことであり、一時保育をご利用の皆様も同様の対応といたしますので、ご理解願います。

※用紙は保育所にあります。

『登所届』（医師の診断を受けて保護者が記入するもの）

様式

| | | |
|---------------------------------------|-------|------|
| 登 所 届（保護者記入） | | |
| 長 殿 | 入所児童名 | |
| 病名 _____ と診断され、 | | |
| 年 日 | 医療機関名 | において |
| 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登所いたします。 | | |
| (提出日) 年 月 日 | | |
| 保護者名 | | |

《保護者の皆様へ》

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登所届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

【医師の診察を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症】

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登所のめやす |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 带状疱疹しん | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮化していること |
| 突発性発しん | | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

『意見書』（医師が記入するもの）

様式

| 意見書 | | |
|---------------|------------------------------|--|
| 長 殿 | | |
| 病名 | 入所児童名 | |
| 年 月 日 | 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので | |
| 登所可能と判断いたします。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 医療機関 | | |
| 医 師 名 | | |

《かかりつけ医の皆様へ》

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

《保護者の皆様へ》

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能状態となつてからの登所であるようご配慮ください。

【医師が記入した意見書が必要な感染症】

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登所のめやす |
|--|--------------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ ※当面の間、意見書の提出を不要としています。 | 症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること） |
| 新型コロナウイルス感染症 ※当面の間、意見書の提出を不要としています。 | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現の7前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること |
| 結核 | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜炎（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗生物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等） | | 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

緊急時における対応方法

【発熱や体調不良について】

- ・ 保育中に発熱（37.5℃以上）や体調不良（嘔吐・下痢・腹痛・ひどい咳込みなどが見られた場合には、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いいたします。

【けがについて】

- ・ お子様の安全に配慮して保育しておりますが、けがをした場合は、その状況に応じて保護者に連絡のうえ対応します。

【けいれん・発作・大きなけがなどで緊急を要する場合】

- ・ お子様保育中に急にけいれんや発作（てんかん・アレルギーなど）や大きなけがなどを起した場合は、保護者に連絡をとると同時に、場合によっては、保護者の到着を待たずに医療機関へ保育士が付き添って受診する場合や、救急車を要請し医療機関に搬送するなどの措置をとりますので、あらかじめご承知ください。

【その他】

- ・ 保育中のけが等に対する保険の加入はありませんので、各自ご対応をお願いします。

非常災害対策

【災害時避難場所】

| | |
|--------|----------------|
| 第一避難場所 | 保育所所庭内北東の田んぼの前 |
| 第二避難場所 | 中町東公園 |
| 最終避難場所 | 亘理小学校 |



【保護者への非常災害時の連絡方法】

- ・ コドモン
 - ・ ライン
 - ・ 電話連絡
- 保育所内の状況や避難状況などを配信します。
- 利用登録書を元に電話連絡する場合があります。

虐待の防止のための措置に関する事項

保育所では、児童虐待の疑いを発見した場合、亘理町子ども未来課に通告・相談いたします。その後、亘理町子ども未来課にて要保護児童対策部会での検討や宮城県中央児童相談所への通告に至る場合があります。

連絡先

一時保育専用 ☎ 0223-34-4020

亘理保育所 ☎ 0223-34-1512
0223-34-2572

災害時（子ども未来課） ☎ 0223-34-1225